

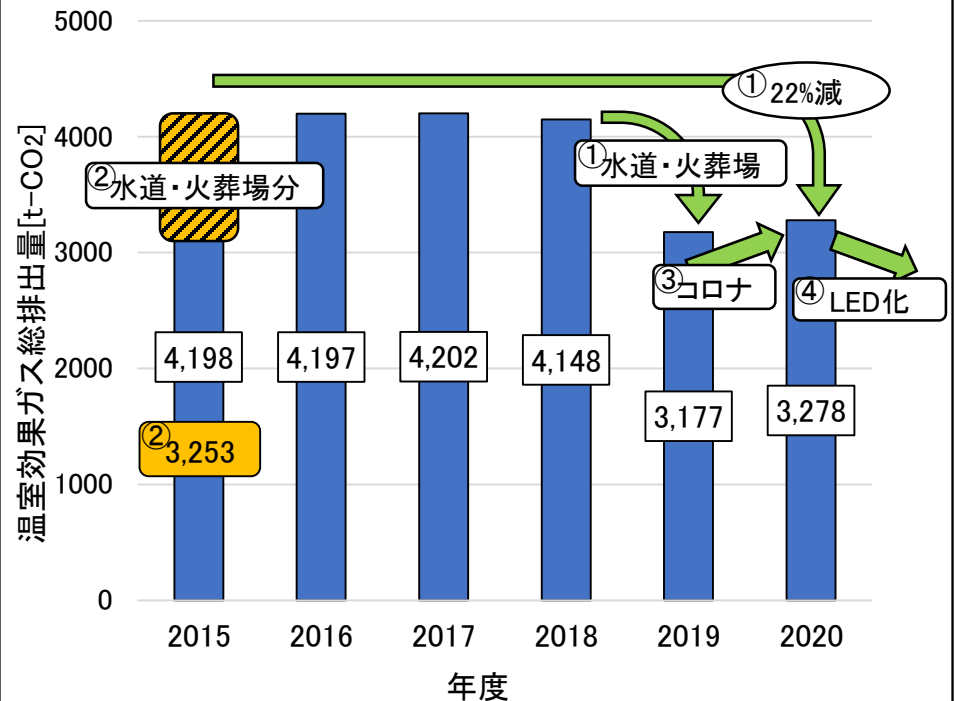
地方公共団体実行計画(事務事業編)の位置付け

- 「地球温暖化対策推進法」において、全ての地方公共団体は実行計画(事務事業編)の**策定と公表が義務付け**られている。
- 「事務事業編」は、**地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に取り組むための計画**である。
- 「事務事業編」は**国の「地球温暖化対策計画」に即して策定することが義務付け**られている。

国の動向

- 2020年
 - ・ 2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを旨として「**2050年カーボンニュートラル**」を宣言。
 - ・ **2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減**することを旨し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。
- 2021年
 - ・ **地球温暖化対策推進法の一部改正**
⇒2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設 など
 - ・ **地球温暖化対策計画の改定**
⇒**2030年度46%削減目標**等の実現に向け改定。
(改定前削減目標：26%)
『**地方公共団体は、自ら率先的な取組を行う**ことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。』と規定。

第4次計画の評価



- ① 2015年度⇒2020年度で22%減。2018年度⇒2019年度における水道事業の一部事務組合化・火葬場の事務委託の影響が大きい。
- ② 水道事業・火葬事業の影響分を除くと、3,253t-CO₂(2015年度)⇒3,278t-CO₂(2020年度)で微増。
- ③ 2019年度⇒2020年度で微増。学校施設でのコロナ対応(換気しながらの空調機器使用)が主な要因。
- ④ 2020年度末に本庁舎・分館内照明のLED化を実施。今後効果が期待できる。

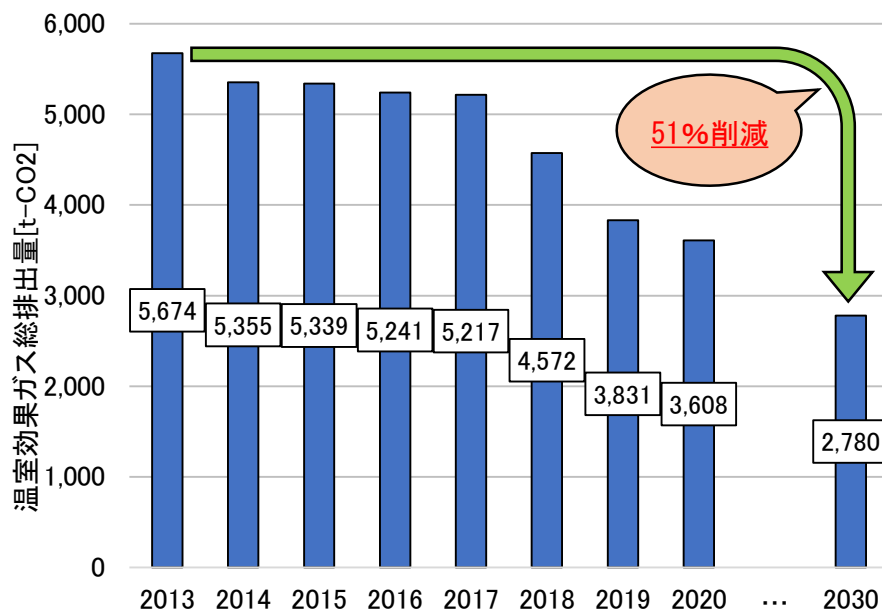
第4次計画からの主な変更点

- 前提：できる限り国の「地球温暖化対策計画」に即して策定する。

	期間	温室効果ガス削減目標	対象範囲	算定方法	算定除外
第4次	2016～2020年度	2020年度、2015年度比2.8%削減	指定管理・委託除く	排出係数固定	—
第5次	2021～2030年度	2030年度、2013年度比51%削減	指定管理・委託含む (一部例外)	排出係数は毎回更新	水道・火葬事業等は遡って除外
理由等	・国計画に準拠	・国計画「エネルギー起源CO2／業務その他部門」削減目標51% ・市のガス排出の96%がCO2	・指定管理の取扱いが明確化	・マニュアルに準拠 ・再エネ電気購入等を反映できるように	・削減目標の達成が容易になり、計画策定の意義にそぐわないような減少分は除外

第5次計画の削減目標

- 2020年度末時点での2013年度比の温室効果ガス総排出量の削減率は約36%。
- 削減の要因は、これまでの市の取組等による削減のほか、原子力発電の発電電力量の増加や火力発電の効率向上等による小売電気事業者の排出係数の低減が影響している。



第5次計画の主な取組

- 運用改善
 - 電気使用量削減、紙使用量削減、公用車の適正利用 など
- 省エネ設備導入
 - 施設改修時の高効率機器導入、電気自動車導入 など
- 再エネ導入
 - 施設改修時の再エネ設備導入、再エネ電力購入 など
- その他
 - グリーン購入、ESCO事業導入 など

※下線部分を重点取組とし、各施設・担当課の取組状況を管理する仕組みづくりを行う